

# 2月2日からスタート 市県民税申告相談

## 申告が必要なかた

★8年1月1日現在、大館市に住んでいて、7年中(1月～12月)に、営業、農業、その他の事業、不動産(地代、家賃)、給与(途中退職を含む)などの所得があったかた。

★7年中に所得はなかったが、申告書を送られたかた。

※申告書裏面の「収入がなかったかたへ」欄に記入のうえ、申告してください。(郵送可)

★大館市に住んでいなくても、8年1月1日現在、大館市に自分で使用する事務所、事業所または家屋敷があるかた。

## 申告が不要なかた

★所得税の確定申告書を税務署へ提出するかた。

★給与所得だけのかたで、給与支払報告書が勤め先から市役所へ提出されているかた。

※不明の場合は勤め先へお確かめください。

★年金所得だけのかた  
※ただし、医療費、社会保険料などの各種控除を受けようとするかたは申告が必要です。

## 農業所得があるかたへ

農業所得についても、個々の納税義務者が収支計算するのが原則ですが、市では農業所得の収支を記帳していないかたのために「農

業所得標準」を作成しています。この「農業所得標準」で申告するかたは、次のものを必ずご持参ください。

◎臨時雇人費の控除を受けるかたは、雇人控帳、支払金額などを証明できる資料。

◎標準外経費として別途控除対象となる大型農機具などを所有しているかたは、取得年月、取得価格などを証明できる書類(売買契約書など)。

◎農産物を出荷したかたは、出荷証明書や販売代金の精算書など収入金額がわかる書類。

## 営業所得・不動産所得があるかたへ

営業所得や不動産所得があると思われるかたには、申告書に収支計算書を同封して送付していただきます。自分で所得金額を計算して記入のうえ申告書に添付してください。7年中に新たに事業を開始したかたで、収支計算書が同封されていなかったかたは、市役所税務課へご連絡ください。

## 譲渡所得があるかたへ

譲渡所得の申告相談は、税務署が指定した日になります。市県民税の申告は必要ありません。

なお、農業所得もあつて、農業所得分だけを事前に相談したいかたは、税務署の指定日前に市役所税務課へお問い合わせください。

## 申告へ持参するもの

★申告書と印鑑。

★給与所得や年金所得があるかたは源泉徴収票。

★7年中に支払った生命保険料(個人年金保険料を含みます)や損害保険料の控除証明書(保険会社で発行します)。

★7年中に支払った医療費や社会保険料(国民健康保険税、国民年金保険料など)の領収書。

★営業所得や不動産所得があるかたは、申告書と一緒に送られた収支計算書(記入してください)と帳簿などの関係書類。

## 所得税の確定申告は 2月16日～3月15日

7年分の所得税の確定申告は2月16日から3月15日までです。税務署から所得税の確定申告書が送られたかた(農業所得があるかたを除きます)は、税務署へ申告してください。税務署へ申告すれば市県民税の申告は必要ありません。

なお、医療費控除や災害、盗難などでの雑損控除を受けようとする場合は、そのための申告が必要です。

## 市県民税の申告相談日

農業所得があるかたで、税務署から確定申告書が送られたかただけを対象として、次の日程で申告

相談を受け付けます。通知書の指定日を確認のうえご来場ください。指定日が都合の悪いかたは、相談期間中の都合のつく日においてください。

期日	相談受付区域	場所
2/2(金)	下川沿地区	中央公民館第1・2研修室(1階)
3(土)	二井田地区	
5(月)	上山沿・大館地区(一部)	
6(火)	真中・大館地区(一部)	
7(水)	長木地区	
8(木)	十二所地区	
9(金)	花岡・矢立地区	
10(土)	釈迦内地区	

申告相談受付時間・9時～16時  
※このほかの申告相談の日程は次号でお知らせします。

## 正しい申告を期限内に

期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、一部の控除ができなくなるほか、各種証明書(所得証明書や扶養証明書など)の発行もできなくなります。自分の所得の状況をもっとも良く知っているのは、納税者の皆さん自身です。期限内に正しい申告をしましょう。

国税務課市県民税係 ☎49-31111  
(内線2322・2333)

八年度(七年分)の市県民税申告相談が二月二日から始まります。個人の市県民税の税額は、市が皆さんから提出された申告書に基づいて計算しますので、期限内に正しい申告をお願いします。